

質疑回答書

令和3年12月9日

契約番号 2021001427

件名 伊賀市役所庁舎警備宿日直業務委託

質 疑	回 答
1. 6 (4) ア⑧ 労働基準監督署に提出した書類の写しの提出が、受託者に求められています。具体的にどの届出書、許可申請書等を指しますか。	1. 業務の形態から、様々な考え方が想定され、それぞれの受託者により、取り扱いが異なるものと考えます。 提出が必要ない場合や「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」や「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」、「変形労働時間制に関する協定届」などが必要な場合が想定されます。提出の際、支払おうとする賃金欄等、従事者と受託者の間のものと、市が許可する箇所に関しては、黒塗りの提出を可とします。
2. 7 (1) 災害発生時において貴市の指示に全面的に従った結果、仕様書に定めのない人件費や費用が受託者において発生した場合、その費用は受託者が受託額から負担すると想定すべきでしょうか。	2. 大規模災害等で仕様書を超える業務が発生した場合は、受託者と協議することとします。
3. 8 受託者負担の消耗品及び備品類にパソコンやプリンターとありますが、報告書等の印刷や受託者との連絡等については、管理する所在地で行うことを想定しています。必ずしも現場（守衛室）にこれらを設置する必要はありますか。	3. お見込みのとおりで、必須設置ではありません。
4. 9 常時必要な人員体制が宿直、日	4. お見込みのとおりです。

<p>直ともに2ポスト以上（2名以上）を配置するとありますが、勤務時間帯において業務を実施する者（休憩している者は除く）を守衛室に常時2名以上配置する必要があると理解すればよろしいでしょうか。</p>	
<p>5.9 最低2ポスト以上とは仮眠を取っている者も含めて2名以上ということでしょうか。</p>	<p>5. お見込みのとおりです。</p>
<p>6. 10 (2) 巡視基準時間とありますが、巡回を行う目安時間であると理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>6. お見込みのとおりです。</p>
<p>7. 10 (4) ① 特別な理由なく守衛室を離れてはならないとありますが、仕様書9. に記載のある2ポスト以上（2名以上）が離れてはならないと理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>7. 基本的に2ポスト以上で対応いただき、1名が業務に支障のない時間帯での労働基準法に定める休憩時間中にある場合は、2ポスト以上確保とみなします。</p>
<p>8. 10 (4) ② 休憩時間ならば庁舎敷地外に出ることは禁止されないと理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>8. お見込みのとおりです。</p>
<p>9. 10 (4) ② 休憩時間は1名につき何時間を想定されていますか。</p>	<p>9. 労働基準法に定められている時間を基準としています。</p>
<p>10. 10 (4) ③ 仮眠室（個室）が守衛室にあるということでしょうか。</p>	<p>10. 押入のあるタタミ3畳の仮眠室が守衛室の奥にあります。</p>
<p>11. 10 (4) ③ 仮眠時間に概ね3時間から4時間と幅があるのは曜日や季節等によって異なるということでしょうか。</p>	<p>11. 2ポスト以上で、シフト等の組み合わせによって仮眠時間が変わると考えていますが、最低でも3時間以上、確保できると考えています。</p>
<p>12. 10 (4) ③ 仮眠時間は休憩時間と理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>12. 10 (4) ③のとおり、仮眠時間です。</p>
<p>13. 10 (4) ③ 仮眠時間の設定はどのように決定するのでしょうか。</p>	<p>13. 仕様書（業務内容）を踏まえて、受託者が決定してください。</p>

14. 別紙1 巡視等業務は何名で行うことを想定していますか。	14. 1名以上です。
15. 本業務は労働基準法第41条第3号所定の「監視又は断続的労働に該当することを想定していますか。	15. シフトの組み方によって、該当するものと考えています。
16. 仕様書P3提出書類⑦従事者勤務時間確認書、⑧労働基準監督署に提出した書類の写しを求められておりますが、労働局に確認させて頂きましたところ、請負の観点から必要ないとアドバイスを頂きました。つきましては、私どもとしましても提出の必要はないと考えますが、いかがなものでしょうか。	16. 仕様書のとおりとします。また、回答1のとおりとします。

※この回答に対する質問は受付できません。